

平成27年度 後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

保険料の支払い・納期

- 原則「年金からの支払い」（特別徴収）となります。
ただし、年金の額が年間18万円以下の方もしくは介護保険料とあわせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は「年金からの支払い」を中止し、「口座振替」へ変更した方は「年金からの支払い」とはなりません。
- 「年金からの支払い」とならない方は、口座振替や納付書などで個別に納めていただきます。（普通徴収）
（7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる方もあります。）
- 保険料の納期は、7月から翌年2月の毎月月末です。（ただし12月は25日）
納期限が土・日曜日にあたる場合は、翌日または翌々日となります。

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者の所得に応じて負担となる「所得割額」と、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」を合計して、個人単位で計算します。なお、1人あたりの上限額は57万円です。

$$\text{保険料額 (百円未満切捨て)} = \text{所得割額 (所得金額-330,000円)×所得割率9.00\%} + \text{均等割額 45,761円}$$

保険料率は2年ごとに見直しを行っており、平成26・27年度の保険料率は上記のように決定しました。

保険料（均等割額）の軽減

世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の所得金額の合計により均等割額が軽減されます。ただし、65歳以上の方の年金所得については、さらに15万円が控除されます。

また、平成27年度から均等割額の5割軽減、2割軽減の対象が拡大しました。（変更箇所は____の部分です。）

所得金額の合計が33万円以下の世帯で 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）	均等割額を9割軽減
所得金額の合計が33万円以下の世帯で、9割軽減に該当しない場合	均等割額を8.5割軽減
所得金額の合計が33万円を超え 33万円+(26万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	均等割額を5割軽減
所得金額の合計が33万円を超え 33万円+(47万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	均等割額を2割軽減

保険料（所得割額）の軽減

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が 58万円以下の方	所得割額を5割軽減
<社会保険などの健康保険の被扶養者であった方の軽減> 後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方	均等割額が9割軽減 所得割額は課せられません

問合せ先 市民窓口グループ ☎52-1111（内線227・217）